

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年5月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 10件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 10件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500724 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600014 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 14 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 14 年 4 月から同年 10 月までは 15 万円から 22 万円、平成 14 年 11 月から平成 15 年 8 月までは 15 万円から 26 万円、平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までは 16 万円から 26 万円、平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までは 17 万円から 26 万円、平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月までは 18 万円から 26 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 6 月までは 19 万円から 26 万円、平成 19 年 7 月及び同年 8 月は 24 万円から 26 万円とする。

平成 14 年 4 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 4 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 14 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 15 年 7 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 14 年 10 月は 22 万円から 26 万円、平成 15 年 7 月から平成 16 年 8 月までは 26 万円から 30 万円、平成 16 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 26 万円から 28 万円とする。

平成 14 年 10 月及び平成 15 年 7 月から平成 19 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 社における平成 20 年 9 月 12 日の賞与支払年月日を平成 20 年 7 月 11 日、標準賞与額を 25 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和54年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：①平成14年4月1日から平成19年9月1日まで
②平成20年7月11日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①について標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、標準報酬月額を訂正して給付額に反映する記録及び事実を即した記録に訂正してほしい。

また、請求期間②について、実際に賞与が支給された日付と異なるため、事実を即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成14年4月から平成15年8月までは15万円、平成15年9月から平成16年8月までは16万円、平成16年9月から平成17年8月までは17万円、平成17年9月から平成18年8月までは18万円、平成18年9月から平成19年6月までは19万円、平成19年7月及び同年8月は24万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで。）の報酬月額に基づき決定又は改定される標準報酬月額（平成14年4月から同年9月までは22万円、平成14年10月から平成15年6月までは26万円、平成15年7月から平成16年8月までは30万円、平成16年9月から平成19年8月までは28万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成14年4月から同年10月までは22万円、平成14年11月から平成15年3月までは26万円、平成15年4月から同年6月までは34万円、平成15年7月から平成19年8月までは26万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、上記請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成14年4月から同年10月までは22万円、平成14年11月から平成19年8月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成14年4月から平成19年8月までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見

合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成15年7月1日から平成19年9月1日までの期間について、上記給与明細書から、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで。）の期間に係る標準報酬月額は、平成14年10月は26万円、平成15年7月から平成16年8月までは30万円、平成16年9月から平成19年8月までは28万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①の標準報酬月額に係る記録のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間は26万円、平成15年7月1日から平成16年9月1日までの期間は30万円、平成16年9月1日から平成19年9月1日までの期間は28万円とすることが必要である。

ただし、平成14年10月及び平成15年7月から平成19年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者は、賞与支払日が実際に支給された日と相違していると主張しているところ、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため請求期間当時の資料を確認することができないものの、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主が平成20年9月12日付けで賞与を支給した旨の届出（標準賞与額は25万1,000円）を提出していることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳によると、請求者は、平成20年7月11日に25万1,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる一方で、現在記録されている平成20年9月12日に係る賞与の支給は確認できない。

したがって、平成20年9月12日の標準賞与額に係る記録については、賞与支払年月日を平成20年7月11日、標準賞与額を25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成20年7月11日に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する上述の賞与支払届に記載された賞与支払年月日が厚生年金保険の記録における賞与支払年月日と一致していることから、事業主から賞与支払年月日を平成20年9月12日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成20年7月11日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500745号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600022号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和52年3月11日から昭和52年2月11日に訂正し、昭和52年2月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和52年2月11日から同年3月11日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和52年2月11日から同年3月11日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年2月11日から同年3月11日まで
請求期間について、A社から同社B支店へ転勤し継続して勤めていたが厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事連絡簿、異動簿、厚生年金台帳及び同社の回答により、訂正請求記録の対象者は、同社に継続して勤務し(昭和52年2月11日に同社本社から同社B支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和52年3月の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 52 年 2 月 11 日から同年 3 月 11 日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和 52 年 2 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500761 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600023 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 39 年 10 月 21 日から昭和 39 年 11 月 21 日に訂正し、昭和 39 年 10 月の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

昭和 39 年 10 月 21 日から同年 11 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 39 年 10 月 21 日から同年 11 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 10 月 21 日から同年 11 月 21 日まで

私は、A 社に昭和 31 年 3 月に入社し、昭和 46 年 8 月に退職するまで勤務していたが、A 社本社から C 工場に転勤した際の厚生年金保険の記録がない。継続勤務していたことは間違いないので、請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間に A 社に継続して勤務し (同社本社から同社 C 工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A 社元経理担当者及び複数の同僚の回答等から判断して、昭和 39 年 11 月 21 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 39 年 10 月 1 日の定時決定の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 39 年 10 月 21 日から同年 11 月 21 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回

答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500795号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600024号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年7月31日から平成9年8月1日に訂正し、平成9年7月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成9年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年7月31日から同年8月1日まで

A社に平成9年7月31日まで在籍していたにもかかわらず、同日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっているため、平成9年7月が厚生年金保険の被保険者となっていない。調査して請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社の事業主及び同僚の回答等により、請求者が平成9年7月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主は、請求者が月末まで勤務し、月末に給料も支払っていたはずなので、厚生年金保険料も控除していた旨の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成9年6月の厚生年金保険の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成9年7月31日から同年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明

と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成9年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成9年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成9年7月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成9年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500815 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600025 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 42 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表、A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、42 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500796号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600028号

第1 結論

請求者のA社における平成15年4月26日の標準賞与額を8,000円に訂正することが必要である。

平成15年4月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年4月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月

請求期間について、A社から賞与が支給され保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の平成15年1回賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A社から10万円の賞与の支払いを受け、8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(500円)を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支給年月日については、上述の賞与明細書の支給日から判断して、平成15年4月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成20年1月16日に適用事業所でなくなっている

る上、当時の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500859号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600029号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成21年6月20日の標準賞与額を50万円、平成21年12月15日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成21年6月20日及び平成21年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年6月20日及び平成21年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成21年6月
②平成21年12月

私は、A社から請求期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録がない。年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書及び平成21年の賃金台帳により、請求者はA社から、請求期間①は50万円、請求期間②は60万円の賞与の支給を受け、請求期間①は50万円、請求期間②は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

また、請求者の請求期間に係る賞与の支給年月日については、上述の賃金台帳の支給月日から判断して、請求期間①は平成21年6月20日、請求期間②は平成21年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年6月20日及び平成21年12月15日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答している

が、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500766 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600030 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 7 月 25 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 7 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月

A 社における平成 16 年 7 月賞与の厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された年末調整計算時の資料、同社の回答及び同僚から提出された当該同僚の平成 16 年 7 月分の賞与に係る給料明細書から判断すると、請求者は、請求期間において、同社から 10 万円の賞与の支払いを受け、標準賞与額 10 万円に基づく厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

また、平成 16 年 7 月に係る賞与の支給年月日については、A 社の回答から平成 16 年 7 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 7 月 25 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 16 年 7 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500663 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600033 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 7 月 14 日の標準賞与額を 3 万円、平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 18 万 9,000 円、平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額を 23 万 6,000 円、平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 24 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 14 日、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 13 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 7 月 14 日、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 13 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 19 年 7 月
④ 平成 19 年 12 月

請求期間①から④までについて、A 社から賞与を支給されていたが、賞与の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係るお取引明細表及び同僚から提出された賞与明細書から、請求者は、請求期間①は 3 万円、請求期間②は 18 万 9,000 円、請求期間③は 23 万 6,000 円、請求期間④は 24 万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、上述のお取引明細表及び賞与明細書から、請求期間①は平成 18 年 7 月 14 日、請求期間②は平成 18 年 12 月 15 日、請求期間③は平成 19 年 7 月 13 日、請求期間④は平成 19 年 12 月 14 日とする

ことが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500800号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600034号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年12月23日から昭和44年1月1日に訂正し、昭和43年12月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年12月23日から昭和44年1月1日まで

私は、A社に入社後、平成5年12月24日に退職するまで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。転勤はあったが同社を辞めたことはないので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録、請求者から提出された辞令及び請求期間に係る給与明細書並びに雇用保険の記録から、請求者はA社(本店)及び同社C支店に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社は、昭和43年12月23日付でA社C支店に異動した複数の従業員が、同支店が厚生年金保険の適用事業所となる前に異動前の事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることについて、同支店が適用事業所となるまでは異動前の事業所で被保険者資格を継続させるべきであった旨陳述しているところ、同支店は、昭和44年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求者のA社(本店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年1月1日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年11月の記録及び請求者が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500849 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600026 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 51 年 3 月 31 日まで

私は、A 事業所に昭和 50 年 4 月から昭和 51 年 3 月まで勤務し、事務を行っていたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。A 事業所に勤務していたことは間違いないので、請求期間について年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 事業所の所在地及び事業主の名前を記憶しているため、同一名称でかつ同一市内の B 事業所に照会したところ、請求期間当時、同事業所は、請求者の主張する所在地に存在していた旨陳述しており、請求者の陳述と一致していることから、請求者が同事業所に勤務していたことはうかがえるものの、請求者は、同僚二人の名前を記憶しておらず、請求者の勤務状況等を確認することはできない。

また、国の年金記録において、請求期間当時、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同事業所は、請求期間当時は開業間もなくであり社会保険に加入しておらず、従業員の給与から社会保険料を控除していなかった旨陳述している。

さらに、請求者の A 事業所に係る雇用保険の加入記録については、現姓氏名及び旧姓氏名の両氏名で照会したものの、両氏名ともに確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500777 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 8 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 7 月

A 社に勤務していた期間、賞与は現金で支給され保険料も控除されていたはずである。しかし、請求期間に係る賞与の記録がないので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は平成 24 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会しても回答が得られないことから、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者の請求期間当時の課税庁である B 市は、請求者に係る平成 20 年度市県民税課税関係資料について保管していない旨回答しており、請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができず、同市から提出された平成 21 年度市県民税課税関係資料からは、平成 20 年の年間の給与収入及び社会保険料は確認できるものの、請求期間③に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

さらに、A 社が加入していた C 健康保険組合は請求者に係る賞与の届出記録はない旨回答している。

加えて、請求者は、賞与については現金支給であり、請求期間①から③までの賞与明細書を保管していない旨を陳述しており、当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500780号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和48年12月31日まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間が被保険者となっていない。厚生年金保険に加入していたと思うので、請求期間を被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の事業主(当時の事業主の息子)の陳述から、請求者が請求期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の事業主は、従来よりA事業所は個人事業所であり、現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所となったことはない旨陳述しているところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所には当時の資料が保管されておらず、当時の事業主は死亡している上、請求者が名前を挙げた同僚を特定することができないことから、当該事業所における厚生年金保険の取扱い及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500714号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月

A社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間がある。請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳により、平成22年12月27日にA社から請求者に対して2万9,948円を振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者に対して、お餅代として3万円を振込手数料52円を差し引いて支払ったが、当該期間の厚生年金保険料は控除していない旨を回答している。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚は、平成22年12月27日又は同年12月28日に同社からお餅代として金銭の振込みがあったが、厚生年金保険料を控除されていないと思われる旨を回答している上、当該期間の賞与明細書を保管する同僚はいないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。